

会員及び会費に関する規程

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長崎県食品衛生協会（以下「この法人」という。）定款第6条、第8条、第9条及び第10条の規定にもとづき、この法人の会員及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類及び区分)

第2条 定款第6条に定める会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会を希望する県内の各食品衛生協会（以下「地区食品衛生協会」という。）を構成する者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、その事業を賛助するために入会を希望する個人又は法人若しくは任意団体
- (3) 賛助会員のうち、法人若しくは団体については、長崎県内で食品衛生の向上を主たる目的として活動する法人若しくは団体であって、理事会の承認を得たものとする。

(会員名簿)

第3条 この法人に会員名簿を備え、会員に関し別に定める事項を記載し、その記載事項に変更があった場合には、すみやかに処理するものとする。

(入会手続)

第4条 この法人に入会を希望する個人又は法人若しくは任意団体は、住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあつては団体の名称）、会員の区分等必要事項を記載した書面により地区協会長を通じて申し込むことができる。

(入会の可否)

第5条 地区食品衛生協会は、前条の規定により入会の申込みがあつた場合において、入会が適当と認めるときは、速やかにこの法人に報告するものとする。

2 この法人は、前項の報告があつた場合は、速やかに会員名簿に登録しなければならない。

(会費)

第6条 定款第9条の会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。

- 1) 正会員 総会で別に定める地区食品衛生協会の会員1人当たり年額400円
- 2) 賛助会員
 - (1) 個人会員 3,000円（年額）
 - (2) 団体会員 10,000円（1口当たり／年額）

(会員の特典)

第7条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が保有する会議室、ホール等の施設を無償で優先して利用すること。
- (2) この法人が刊行する機関誌及び各種公表資料等を無料で配布を受けること。
- (3) この法人のメーリングリストに掲載し、メール等による情報提供を受けること。
- (4) この法人の出版物（記念誌等）を、割引料金で購入すること。
- (5) この法人が主催及び共催する各種の研修会、講習会等に割引料金で参加すること。

(会費の納入及び免除)

第8条 会員は、地区食品衛生協会を通じて、毎事業年度6月末までに年額の会費を納入するものとする。

2 新たに入会した正会員は、入会の月にかかわらず、1年分の会費を納入しなければならない。

3 新たに入会した賛助会員は、入会の月から会員の種別に相当する会費を月割りで算出した額を納入しなければならない。

(会費の使途)

第9条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に、他は管理費に組み入れるものとする。

(会費の減免等)

第10条 次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て、当該年度又は次年度の会費の全額もしくは一部の納入を免除し、若しくは減免することができる。

- (1) 地震、風水害その他激甚災害により被災した場合
- (2) その他免除すべき相当の事由があると認められるとき

(除名)

第11条 会員が、下記各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき
- (3) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、会費を2年分以上滞納したとき

(退会)

第12条 会員はいつでも住所、氏名等必要事項を記載した書面を提出して、任意に退会することができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附則 平成25年5月14日一部改正

附則 平成26年6月18日から施行する。